

1. 件名：「東海第二発電所の設計及び工事の計画の認可申請（所内常設電源設備（3系統目）の設置）に係る事業者ヒアリング【1】」
2. 日時： 令和5年9月11日 17時50分～18時35分
3. 場所： 原子力規制庁 9階C会議室（TV会議システムを使用）
4. 出席（※・・・TV会議システムによる出席）
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
止野安全管理調査官、加藤管理官補佐、高橋管理官補佐、深堀技術参与

日本原子力発電株式会社：
発電管理室 部長 他12名
東海第二発電所 保守室 保守総括グループリーダー※ 他3名※
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり。
（注）：音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
・東海第二発電所 所内常設直流電源設備（3系統目）設置工事に係る設計及び工事計画認可申請について

以上

| 時間 | 自動文字起こし結果 |
|---------|--|
| 0:00:00 | 原子力規制庁の加藤です。ただいまより、 |
| 0:00:04 | 日本原子力発電株式会社の東海第2発電所、所内常設直流電源設備、3系統目設置工事に係る |
| 0:00:15 | 設計及び工事計画認可申請について、ヒアリングを開始します。それでは日本原子力発電株式会社から説明をお願いします。 |
| 0:00:26 | はい。日本原燃の関根と申します。よろしくお願いいいたします。本件ですね8月31日に申請しました、東海第2発電所、所内常設直流電源設備3系統目の、 |
| 0:00:37 | 概要の方ですね資料5に基づきましてご説明いたします。 |
| 0:00:41 | 説明の方ですが資料中ですね |
| 0:00:45 | 所内直流電源設備3系統目の重要なところにつきましては赤字とさせていただきます。赤字で記載してさせていただきます。 |
| 0:00:53 | 次のページをお願いいいたします。はい。2ページ目の方目次になります。今回1から7の項目につきまして資料中の中ですね |
| 0:01:03 | ご説明させていただきたいと思えます。次のページ3ページ目お願いいいたします。 |
| 0:01:09 | はい。3ページ目の方ですが1ポツ設計及び工事計画認可申請の概要となります。1ポツ1の申請内容につきましては、所内常設直流電源設備3系統目の設置となります。 |
| 0:01:21 | 1ポツ2の申請理由につきましては、技術基準規則の方、第72条の第2項に規定されます、常設の直流電源設備として、所内常設直流電源設備3系統目を設置いたします。 |
| 0:01:34 | その下1ポツ3の申請対象につきましては今回申請する設備につきましては、その他発電用原子炉の附属施設としまして、無停電電源装置3系統目用と、 |
| 0:01:46 | その下が125V系蓄電池3系統目と、 |
| 0:01:50 | 申請の対象になります。 |
| 0:01:53 | では、4ページ目の方をお願いいいたします。 |
| 0:01:56 | はい。4ページ目の方ですが、2ポツの所内常設直流電源設備3系統目の概要となります。こちらの図の凡例からですが、赤い黒い実線で書いてありますものが既設設備となります。 |
| 0:02:10 | 青い実線のものが、SA設備のうちの常設のもの、青い点線のものが、SA設備のうちの可搬のもの、 |
| 0:02:17 | 最後赤い実線のものにつきましては今回申請する設備となります。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:02:22 | こちら、システムの概要につきましては、真ん中から、右側のところでピンク色でハッチングしております。こちら戸田まず第 1 系統目の蓄電池としまして、B形成の 125V系蓄電池A系B系。 |
| 0:02:38 | の蓄電池になります。 |
| 0:02:40 | 続きましてその左側にあります青色のハッチングしてあるところ、こちらにつきましては 2 系統目の可搬型の直流電源設備として、 |
| 0:02:50 | 低圧電源車と可搬型整流器といったものを組み合わせての直流の給電になります。 |
| 0:02:56 | 今回設置しますが、右下のですねオレンジ枠のところ、6000 アンペアアワーの蓄電池としまして、125V系蓄電池、 |
| 0:03:06 | 3 系統目用といったものを今回設置する予定でございます。給電概要の方は以上になりまして次のページをお願いします。 |
| 0:03:16 | はい。次のページ 5 ページ目ですが、石油及び工事計画認可申請書の概要についてといったところでこちらの資料ですね二つ目の矢羽根のところに記載しておりますところ、 |
| 0:03:28 | 今回 125 ハタケ蓄電池、常設重大事故対処設備として既設の 125V蓄電池ABと同様の機能が要求されておりますと、サービス基本設計方針等につきましては平成 30 年 10 月 18 日、 |
| 0:03:42 | の認可を受けてます既工認と、さらにですね特に高い信頼性の要求に対して、 |
| 0:03:51 | の内容として、 |
| 0:03:53 | 特重施設の建屋と、設置する補修のためそちらとの特重の設工認といった形で真木工認と、特重設購入を読み込んだ形にしてございますといった説明になります。 |
| 0:04:08 | はい。続きまして 6 ページの方をお願いいたします。 |
| 0:04:12 | はい。6 ページの方ですが、こちらはですね工事計画、本文の記載内容の変更点についての概要になります。 |
| 0:04:22 | 当初、表の方で説明しますと施設の種類としまして、まず計測制御系統施設のところの基本設計方針の内容につきましては、計器電源等の喪失時の給電元として、 |
| 0:04:34 | 所内常設直流電源設備 3 系統目を追加してございます。その下、その他発電用原子炉の附属施設としまして、まず、非常用電源設備につきましては、 |
| 0:04:45 | 125V系蓄電池 3 系統目と、無停電電源装置 3 系統目用の要目表の追加。 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:04:52 | 基本設計方針につきましては、今回図、新規に追加します。 |
| 0:04:57 | 所内常設直流電源設備 3 系統目の内容を追加してございます。 |
| 0:05:02 | その下ですね基本設計方針の変更の共通項目につきましては、特重施設に関する記載を追加してございます。 |
| 0:05:11 | はい。次の項目の火災防護設備につきましては基本設計方針本文というのは変更はございません。 |
| 0:05:17 | その下、浸水防護施設につきましても、こちらも同様にですね基本設計方針の方に特重施設に関わる記載を追加してございます。 |
| 0:05:26 | はい。こちら説明以上になりまして次のページ 7 ページ目お願いいたします。 |
| 0:05:33 | はい。7 ページ目の方ですがこちらですね |
| 0:05:37 | 工認の添付書類、添付資料の方ですね、つけているものをご説明いたします。資料の方は資料 1 から 7 とあと添付図面といった構成になってございましてまず資料 1 の方で、 |
| 0:05:51 | 許可との整合性、資料 2 のところで、設定根拠に関する説明書、資料 3 のところで健全性に関する説明書、資料 4 で火災防護に関する説明書 |
| 0:06:01 | 資料 5 のほうで溢水防護に関する説明書、資料 6 の方で品質マネジメントシステムに関する説明書、資料 7 ホデ耐震性に関する説明書と、 |
| 0:06:10 | 最後添付図面のところにつきましては配置図単線結線図と、構造、添付してございます。 |
| 0:06:18 | はい。続きまして次のページの 8 ページ目の方をお願いいたします。 |
| 0:06:24 | はい。こちらにつきましては技術基準規則ととの適合に関する中身になります。こちらの 8 から 11 ページにつきましては |
| 0:06:35 | 今回審査たい上場審査対象条文に対しての適合性をお示しております。8 ページにつきましては、第 50 条地震による損傷の防止をしまして、 |
| 0:06:46 | 該当する基本設計方針と添付書類の方記載のところでご説明いたします。 |
| 0:06:52 | 第 52 条火災による損傷の防止の方ですが、こちら、起振基準規則に対して、基本設計方針の方は変更ございませんが添付書類の方で、詳細についてご説明いたします。 |
| 0:07:05 | はい。 |
| 0:07:05 | 続きまして次のページ、9 ページいきまして、9 ページの方は第 54 条、重大事故等対処設備の中身になります。こちらも同様基本設計方針と添付資料の方でご説明いたします。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:07:19 | はい。続きまして 10 ページ目になります。10 ページ目の方も、 |
| 0:07:25 | 第 72 条の電源設備と、第 73 条の計装設備。 |
| 0:07:30 | の基本設計方針等添付書類等の記載になります。 |
| 0:07:34 | はい。続きまして 11 ページいきまして、 |
| 0:07:38 | こちらが 78 を準用のところに対して適用性をお示しておりますといったところになります。最後ですねこちら八条九条 13 条中 49 条 51 条につきましては、 |
| 0:07:51 | 関連条文にはなりますが、今回の設計で、適合性確認結果に影響を与えるものではないといったところから、審査対象外というふうに考えてございます。 |
| 0:08:02 | はい。こちらの説明以上になりまして次のページ、12 ページの方お願いします。 |
| 0:08:09 | はい。12 ページの方ですが 5 ポツ、将来像直流電源設備 3 系統目の基本方針ということでこちら、その立つ原子炉の附属設備の、非常用電源設備のところの基本設計方針について、 |
| 0:08:22 | 記載してございます。赤字のところですが、将来醸成直営電源設備 3 系統目は、125V系蓄電池 3 系統目と電路等で構成しまして、 |
| 0:08:34 | 直流の 125V充電器 3 系統目。 |
| 0:08:37 | 直流 125V処方せん版 3 系統目を經由して、直流系の 125V処方せん版にA2Bと緊急用直流 125V処方せん版で供給できる設計としますと。 |
| 0:08:50 | また、無停電電源装置 3 系統目用と停電電源装置。 |
| 0:08:54 | 無停電電源切替盤 3 系統目用を經由して非常用無停電計装、 |
| 0:09:00 | 分電盤及び緊急用無停電計装分電盤に電力を供給できる設計としてございます。 |
| 0:09:07 | その赤字の下のところですがこちらも |
| 0:09:11 | 概要だけ |
| 0:09:13 | 所内常設直流電源設備のSBOから、1 時間以内に中央制御室において不要な負荷の切り離しを行うことと、また、8 時間後にですね中央制御室外において、 |
| 0:09:24 | 不要な負荷の切り離しを行うことで、24 時間にわたり給電できますといった設計の内容です。その下につきましては特に高い信頼性を有する直流電源設備としまして、 |
| 0:09:37 | 基準地震動Ssと弾性設計、 |
| 0:09:41 | 関進藤いずれか大きい方の地震力に対して、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:09:45 | 耐える設計とすることといった内容と、その下ですが、所内常設直流電源設備、3系統目は、 |
| 0:09:54 | DBの電源設備と位置的分散を図りますと、その下にですね可搬型衛星可搬型の直流設備と地域分散を図りますと、最後に一番下の段落ですが、 |
| 0:10:06 | こちらの方でDBA、 |
| 0:10:08 | 可搬直流等、電路についても独立性を有する設計としますといった内容を基本設計方針のほうに記載してございます。 |
| 0:10:16 | はい。こちらの説明は以上になります次のページをお願いします。 |
| 0:10:21 | はい。13ページの方では、所内常設直流電源設備3系統目の詳細設計としましてこちら13ページの方で、容量の設定根拠についてご説明します。 |
| 0:10:34 | こちらSBAと蓄電池規格ございましてそれに基づきまして24時間給電に必要な容量を設計し計算しまして、5694アンペアアワーと、 |
| 0:10:46 | なりますと、当人に関してはそれを上回るですね、6000アンペアアワーとして蓄電池の方へ設定してございます。はい。こちら以上、次のページをお願いします。 |
| 0:10:57 | 次のページ、14ページから20ページにつきましては、こちらの添付資料の方お付けしてあります。健全性、火災防護、 |
| 0:11:08 | 溢水、耐震計算、耐震評価についての概要の説明になります。 |
| 0:11:15 | まず、 |
| 0:11:17 | こちら14ページの方、多重性または多様性及び独立性並びに地域分散については、 |
| 0:11:23 | ついでと次のページ、15ページの方で、悪影響、 |
| 0:11:29 | 防止についてと。 |
| 0:11:31 | に15ページ下の環境条件等についてと、最後16ページのところに操作性及び試験検査、 |
| 0:11:39 | 検査性について記載してございます。 |
| 0:11:42 | こちらの、基本的に既設の建屋のものにつきましては既工認側の購入を、 |
| 0:11:49 | 読み取ってございまして特重施設、 |
| 0:11:52 | これにつきましては特重設工認側の |
| 0:11:57 | 審査のものを読み込んでございます。 |
| 0:11:59 | 続きまして17ページの火災防護対策になります。 |
| 0:12:05 | はい。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:12:06 | ええと 17 ページも同先ほどと同様になってございまして火災、 |
| 0:12:12 | 区域及び火災区画の設定、その下の矢羽根の火災の発生防止、そして 18 ページの方の、火災の感知及び消火、 |
| 0:12:22 | こちらにつきましては、 |
| 0:12:26 | 既設側、 |
| 0:12:28 | 特重。 |
| 0:12:30 | 施設側のところにつきまして、それぞれの購入を見込んでおるといったところと、あと、一部ですな葛西の今バックフィットの内容も含んで、 |
| 0:12:41 | ございますと、長い中身になります。 |
| 0:12:44 | はい。続きまして、19 ページの方お願いします。 |
| 0:12:48 | 19 ページにつきましては土肥水防後の対策になります。こちらも同様になりますが、 |
| 0:12:57 | 既設建屋側につきましては既工認と、特重施設の方につきましては特重の設工認といったところを読み込んでございまして、 |
| 0:13:09 | 読み込んでございます。 |
| 0:13:10 | で、こちら、20、次のページ、20 ページの方いきまして、20 ページの方両括弧 5 の耐震設計になります。 |
| 0:13:18 | 耐震設計につきましては基準地震動 S_s による地震力と弾性設計、 |
| 0:13:26 | のSDと生起震度の評価をしてございますと。 |
| 0:13:30 | こちらの耐震設計の評価手法につきましては設備の固有周期に基づく応答加速度による評価であったり公式等による評価をですな実施しております、 |
| 0:13:41 | これまで行ってきました既工認の耐震設計の手法等全く同様のもので、 |
| 0:13:48 | 評価をしてございます。 |
| 0:13:50 | はい。 |
| 0:13:51 | 続きまして次のページ 21 ページをお願いします。 |
| 0:13:56 | はい。21 ページの方につきまして工程になります。今回ですな 8 月 31 日に申請しまして若干 2024 年の 9 月までとさせていただきます。 |
| 0:14:07 | それに向けてですな認可を速やかに工事を実施して完成させるといったところで今 2020 年 1 月末を目指して認可をいただきたい。 |
| 0:14:19 | お願いしたいということでこちらの工程表を記載してございます。 |
| 0:14:23 | はい。公定法の方の説明は以上になりまして、最後ですな参考資料としてお付けしておるものがですな、設置許可でお示しております所内醸成直流電源設備 3 系統目の、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:14:36 | 概要になります。使用であったり手順等をですね参考でお付けしております。 |
| 0:14:42 | はい。で、説明の方は詳細は割愛させていただきたいと思います。 |
| 0:14:46 | はい。こちらの説明の方は以上になります。 |
| 0:14:53 | はい。 |
| 0:14:54 | 井清規制庁のカトウです。 |
| 0:14:56 | ではですね規制こちらの方から何点か確認したい点がありますので、まず私の方からですね、パワーポイントの資料の4ページ目を見ていただきたいんですけども、 |
| 0:15:13 | この先ほどの説明では、4ページ目の本例ということで、赤で示されてる部分がもう今回新設する設備と、 |
| 0:15:23 | ということでこれが今回の申請対象の設備、施設設備という理解でまずよろしいでしょうか。 |
| 0:15:35 | 日本原燃の関根ですその通りでございます。 |
| 0:15:39 | 原子炉規制庁の加藤です。そうしますとちょっと4ページだと代表的な設備、施設を書かれてると思うんですが、ちょっとこれがすべてではないと思いますので、 |
| 0:15:52 | あまり複雑な、 |
| 0:15:57 | 給電系統図になる必要はないんですけども、できればこの4ページの中で、今回申請対象のものは、 |
| 0:16:07 | 明示していただけないかなと。というのはパワーポイントの25ページの方ですかね。 |
| 0:16:13 | 参考資料としてつけていただいている、同様な系統図を見ますと、この中で例えば無停電電源の切替盤ですとか、 |
| 0:16:24 | 幾つかですね今回の申請の内容に該当するような設備、 |
| 0:16:30 | 等が散見されますけれども、 |
| 0:16:33 | まずその25ページで言うところの、 |
| 0:16:37 | この括弧の3系統目用ですとか、(3)系統目って書いてあるのは、すべて今回の申請の内容ということでよろしいでしょうか。 |
| 0:16:54 | 日本原燃の関根です。その通りでございます。 |
| 0:16:59 | 原子力副社長の加藤です。そうしましたら先ほどの4ページのコメントの方に戻るんですけども、ここの4ページで示していただいている、 |
| 0:17:10 | 系統図に、下落とし込んで、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:17:13 | 落とし込むか、或いはそれがいっぱいあるようであれば、兵頭で例示していただくか、いずれにしろ今回のその申請の範囲がどこなのかっていうのがわかりやすいように整理していただきたいのと、 |
| 0:17:26 | あと、今回この系統図はこちらについてるんですけども、実際どこに設置をされるのか、一部殊、 |
| 0:17:37 | 特重施設の中に設けるといいうものもありますけれども、そうじゃないものも多々あると思いますので、ちょっとその辺りの整理、どこのタテに設置するのか、 |
| 0:17:48 | あと対象がどういうものなのか、ちょっとそれを、この |
| 0:17:53 | そうですねその辺りをもう少し整理したものを明示していただきたいと思いますけどもいかがでしょうか。 |
| 0:18:01 | 日本原燃の関根でございます。承知しました。で、先ほどいただいたコメントの中身につきまして |
| 0:18:09 | 資料2の方の補足説明資料の方に一部つけてるところございまして、 |
| 0:18:17 | 少々お待ちください。 |
| 0:18:41 | えっとですねこちらの資料2の方で、今回所内常設直流電源設備3系統目の補足説明資料としてお付けしてございます。まずそちらの資料、 |
| 0:18:59 | あ、はい。 |
| 0:19:00 | 通し番号の2ページになります。 |
| 0:19:04 | で、2ページにつきましてまず |
| 0:19:08 | 先ほど藤様からのご指摘いただきました給電概要につきまして、 |
| 0:19:14 | 今の無停電電源装置と、装置3系統目用と書いてあるところからの下のところが今、 |
| 0:19:23 | 抜けてるような形になりますので、こちらを同じように落とし込むといったイメージでよろしかったでしょうか。 |
| 0:19:32 | 原子炉規制庁の加藤です。 |
| 0:19:34 | 系統図に事こだわらず、我々が知りたいのは、申請の内容と、申請の対象の施設設備はどう、どういうものなのか。 |
| 0:19:45 | あとその設備例えば盤ですとか、電源とかそれがどこに設置されるのかそこを端的に整理して示していただきたいと。 |
| 0:19:55 | ということですので、特に系統図にこだわることはありませんので、もう別に表敬表形式の方がわかりやすければそれでも構わないし、図で示した方がわかりやすければそれでも構わないし、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:20:08 | 示し方はお任せしますけれども、いずれにしろ申請の対象が何で、それがどこに設置されるのか、それを整理して示していただきたいとそういうことです。 |
| 0:20:20 | 日本原電の関根でございます。承知しました。 |
| 0:20:24 | 特記策給電概要図のほうは補足 1-1 と、 |
| 0:20:28 | さらに配置につきましては補足 8-1 といったところで |
| 0:20:35 | 47 ページから |
| 0:20:38 | ですね、47 ページから 52 ページにかけて、今 |
| 0:20:44 | 4 目標の対象のものは当然配置図はつけておりますが今回 |
| 0:20:51 | 技術、技術基準要求機器、 |
| 0:20:54 | 要目表の対象でないものにつきましてはこちらの補足説明資料の方で現状配置をお示しております。 |
| 0:21:04 | すいません、通し番号の |
| 0:21:14 | そうですね。 |
| 0:21:23 | すいません。51 ページと 49 ページですね。はい。 |
| 0:21:33 | そうです。 |
| 0:21:36 | はい。今回は 1 につきまして表でパワーポイントの資料に落とし込むような形で考えたいと思います。 |
| 0:21:45 | はい、原子力規制庁の加藤です。 |
| 0:21:48 | 衛藤。 |
| 0:21:49 | 示し方はお任せくださいですけど、お任せしますが、その対象と設置場所、それがわかるようなものにしていただきたいと、いうことです。 |
| 0:21:59 | 私の方からは、 |
| 0:22:02 | とりあえず以上になりますけども、 |
| 0:22:17 | 規制庁の高橋です。 |
| 0:22:23 | 12 ページ名の赤字の次の行の |
| 0:22:29 | ところで、 |
| 0:22:31 | SBOから 1 時間以内に中操で不要な負荷の切り離しを行ってSBOから 8 時間後に、 |
| 0:22:40 | 中央制御室外において不要な負荷を切り離しを行って、SBOから 24 時間にわたって、 |
| 0:22:47 | 電力を供給できる設計という、説明がありました。 |
| 0:22:52 | それに対応した深野、容量についての記載が 13 ページにありますが、 |
| 0:23:01 | まず、 |
| 0:23:03 | ちょっと確認だけですけれども、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:23:06 | まずこの表 1 のSBOの起点となっているのは 0。 |
| 0:23:13 | 0 分のところでよろしいですか。 |
| 0:23:18 | 日本原電の関根です。その通りでございます。 |
| 0:23:23 | 今のあった 60 分というところで深尾へ行ったん、切り離すと、 |
| 0:23:32 | さらにSBOから 8 時間でまた切り離すということですが、 |
| 0:23:39 | この表では 540 分ということで、 |
| 0:23:42 | 9 時間後になっておりますけれども、 |
| 0:23:45 | 1 時間この余裕を持った |
| 0:23:49 | というか、1 時間、ずれておりますがその理由について |
| 0:23:54 | 説明してください。 |
| 0:24:00 | 日本原燃の関でございます。こちら設置許可でも同様の詰め方をしておるんですが、当然操作をする上ですれ移動であったり、 |
| 0:24:12 | 指示出すといったようなところも含めて保守的にですね 1 時間多く時間を積んだ形で評価しているといった形にございます。 |
| 0:24:31 | 規制庁高橋です。わかりました。 |
| 0:24:34 | 同じページの、125V系蓄電池A系と緊急用 125V系よりも、 |
| 0:24:43 | 負荷容量の大きい 125V系蓄電池B系を用いて、 |
| 0:24:48 | 今回の第 3、3 系統目の必要容量を計算しておりますが、 |
| 0:24:54 | 参考で、そのA系と緊急用の方の |
| 0:25:00 | 負荷容量の合計値を記載することは可能でしょうか。 |
| 0:25:07 | 日本原燃の関根でございます。可能でございますので資料の方に緊急用と、 |
| 0:25:12 | 蓄電池のA系の方の深い容量トータルのアンペアアワーのところを記載する形にいたします。 |
| 0:25:21 | 規制庁高橋です。 |
| 0:25:23 | 続きまして 14 ページ目。 |
| 0:25:28 | ①の自然現象。 |
| 0:25:31 | 一Bの風台風竜巻等のところの記載で、 |
| 0:25:36 | 最後の行のこれらの設計についてはっていうのは、 |
| 0:25:42 | これは、 |
| 0:25:44 | AとBを含めてるのかBを含む、Bのことを言ってるのか、いずれでしょうか。 |
| 0:26:01 | 日本原燃の責任でございます。こちらのAとBを含めた形で規制査定については既工認、特重施設につきましては特重設工認といった記載になります。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:26:16 | 規制庁高橋です。 |
| 0:26:18 | の方にはそのような似たような記載が、 |
| 0:26:22 | あって、重複してるように思えるのですが、 |
| 0:26:26 | 何か、 |
| 0:26:28 | 少し読みづらいと思いますが、その点、いかがでしょうか。 |
| 0:26:34 | 日本原燃の関根でございます。ご指摘の通りかと思えますのでこちらちよっと記載のほうですね、適正な形に見直したいと考えております。 |
| 0:26:45 | 規制庁高橋です。 |
| 0:26:46 | ここで言ってる既工認それから特重設行に |
| 0:26:53 | 2の表現は、5ページで定義されておりますけれども、 |
| 0:27:01 | この5ページの平成30年の衛星本体購入、それから、 |
| 0:27:08 | 平成令和5年3月31日の特重の |
| 0:27:13 | これ2回申請の工認、これと一致していると考えてよろしいですか。 |
| 0:27:30 | 日本原燃の関でございますはい。一致してございます。 |
| 0:27:38 | わかりました。規制庁高橋です。続きまして |
| 0:27:44 | 19ページ名の、 |
| 0:27:47 | イスイ防護対策ですが、 |
| 0:27:52 | ④で、屋外タンクで発生する水、⑤で、地下水による溢水、伝播しない設計等、 |
| 0:28:01 | 流入しないけ設計。 |
| 0:28:04 | の基礎影響のない旨の記載があります。 |
| 0:28:08 | この水源としてこれだけでよろしいですか。 |
| 0:28:15 | 既工認の規制見ますと安全系ポンプの方水路からの雨水、 |
| 0:28:20 | の記載もあったりしてですね。 |
| 0:28:22 | 衛藤。ちょっと、図網羅的にここに影響ない記載がされているのかちよっと心配なんですけど、その辺いかがでしょうか。 |
| 0:29:07 | 原電の室井でございます。今ほどアノタカハシ様からのご確認になりました。 |
| 0:29:12 | 通しページ19ページ目の④番⑤番。 |
| 0:29:16 | A水源についての記載でございますけれども、 |
| 0:29:19 | 今今日ですね担当の者がおりませんので確認させていただきますけれども、ご指摘の通りですね、設置評価断面におきましては、 |
| 0:29:29 | いっす元といたしましては、 |
| 0:29:31 | 安全系のポンプの |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:29:35 | 戻り配管は耐震性が低いことからですね、そこが基準地震動で破損して、 |
| 0:29:41 | 敷地内の溢水になるという評価もしておりますので、 |
| 0:29:45 | ちょっと事実確認をさせていただきまして、必要であれば適正化させていただきたいと思います。 |
| 0:29:53 | 規制庁高橋です。わかりました。 |
| 0:30:03 | 規制庁高橋です。 |
| 0:30:06 | 図 17 ページからの火災防護対策ですが、 |
| 0:30:13 | これにつきましては |
| 0:30:19 | 設備としては火災の感知、消火、18 ページに記載ありますけれども、 |
| 0:30:26 | それぞれに所火災AAA感知設備それから消火設備それにそれが、 |
| 0:30:35 | 特重工認、それから既工認、 |
| 0:30:41 | において、 |
| 0:30:43 | A、 |
| 0:30:46 | 或いは別の申請かもしれませんが、 |
| 0:30:51 | どの申請において、 |
| 0:30:58 | 整理されているのかという点について、 |
| 0:31:02 | この文章ではちょっとわかりづらいので、表形式等でまとめてわかるようにしていただけますか。 |
| 0:31:19 | 日本原電の高林です。はい。ただいまのコメントの通りその他の申請との整理がわかるように |
| 0:31:29 | 見取れるものを追加したいと思います。 |
| 0:31:36 | 規制庁高橋です。私からは以上です。 |
| 0:31:58 | 規制庁の篠です。 |
| 0:32:00 | 今、高橋の方から今出ているその申請との関係を整理しろということで、お願いがありましたけれども、一応ちょっと事実関係だけちょっと確認をさせてください。 |
| 0:32:12 | パワーポイントの 17 ページ目の火災の発生防止のところなんですけれども、 |
| 0:32:18 | まず事実関係として①の火災の発生防止について、水素が出るので、清掃濃度検出器を設置し、 |
| 0:32:28 | 水素検知により警報を発する設計とするとあるんですけど、例えばこの水素濃度検出器だったり、 |
| 0:32:36 | というのは、どの申請になるんですか。 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:32:40 | この本申請で確認をするものを移す設置について、数、その申請をしているものになるのでしょうか。 |
| 0:32:47 | これだけじゃなくてあと空調せ機器ですね、空調機っていうのはこの設計っていうのは、どこで申請されるという理解なの。 |
| 0:32:57 | 理解すればよろしいでしょうか。 |
| 0:33:03 | 日本原燃の関でございます。今こちらの火災発生防止のところにつきましては、 |
| 0:33:10 | 特重 |
| 0:33:12 | 特重施設の第4回、 |
| 0:33:21 | あ、すみません、4回申請にてつつ、 |
| 0:33:25 | 申請した、しておる内容になります。 |
| 0:33:28 | また空調設備につきましても、 |
| 0:33:45 | すいません日本原電の古田と申します。蓄電池室に対する設計につきましては、建屋ごとに対策をいたしますので、 |
| 0:33:55 | 特重側のAの空調特注側のAとす。 |
| 0:34:00 | 電池室に置かれるものなので特重側で審査いただきます。で、この発生防止の概念として |
| 0:34:08 | 喚起するとか、水素濃度をつけるというのはこれSAの蓄電池に対する火災防止なんで、方針としては既工認のSAの |
| 0:34:18 | もの読み込みまして実際に対処する設備というのは特重側で面倒見るという、それから、考えになっております。以上です。 |
| 0:34:28 | はい。規制庁の首藤です。ちょっとやはりややこしいかなという気もいたしますので、イヤホン申請での範囲がどこまで、特重側でどこまでやって、SA側でどこまでっていうのは、 |
| 0:34:42 | きちんとその整理をしていただければと思いますし、もしその特重側で説明もしくはSA側で説明をしているんだったら、その説明をしたときの資料なり何なりというのをきちんと目提示していただければと思います。 |
| 0:34:56 | あともう1点なんですけど、同じく①の一つ目のポツの空調機キーが異常により停止した場合の警報発報についてまたはってなんですけど、これって、設計として固まってないってことなんですか。 |
| 0:35:33 | すいません。日本原電の古田でございます。こちらはですねSAの方の方針を持ってきておりますので、 |
| 0:35:43 | SSAの要求のある電池、先ほどありました125Vの蓄電池、あれ、あちらのSAなんで、あちらの、 |
| 0:35:51 | 方に関しては中央制御室で、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:35:56 | 特重がこの四角の中に発報するというので、 |
| 0:36:00 | 両方、SAの所属する電池としては両方に、 |
| 0:36:05 | の可能性があるということで、または2つつないでいるというところがございます。 |
| 0:36:14 | 120 |
| 0:36:15 | 5V蓄電池と第3系統ってどう、今第3系の話ですよ。そうですねと、第3系統に限って言えば、 |
| 0:36:22 | 四角になります。 |
| 0:36:25 | このタイトル①が第3系統目の火災発生防止ってということで、そもそも空調機器の話をしてるわけですよ。空調機器の第3系統目に係る火災防止としての空調機器が異常に停止した場合は、どっちなのって言ったらどっちですか。 |
| 0:36:42 | それともこれは両方とも出るんですか。まだ設計が固まっていないんですか。どっちですか。 |
| 0:36:48 | 日本原電の古田でございます。そちらは、特重側の空調は特重側では、 |
| 0:36:55 | 言っているのか、ちょっと |
| 0:36:57 | フジイ、 |
| 0:37:02 | 要はですね、 |
| 0:37:05 | 警報発報する設計がどっちかまだ固まってない、工事計画ってないと思うんですよ。 |
| 0:37:12 | それが固まってる第3バッテリー、第3系統目の蓄電池室の警報は、緊急、 |
| 0:37:19 | 四角です。 |
| 0:37:22 | んであれば、何かこの中央制御室またはの意味がちょっとよくわからないので、 |
| 0:37:28 | 要はドドドどっちに出るのっていうのは、明らかにしたいんです。 |
| 0:37:34 | 申しわけござい日本原電の古田でございます。申し訳ございませんSA自体の大きなくりで変えてしまっているように見受けられるので、3系統目の火災防護 |
| 0:37:45 | として、衛藤記載を改めたいと思います。この申請第3系統目の申請なので、第3系統目としてのその火災防止としてどうなんだって議論なので、 |
| 0:37:56 | ちゃんと警報が発報する場所ってのは明確にしていただければと思います。日本原燃の古田です。承知いたしました。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:38:13 | へ。 |
| 0:38:14 | 原子炉規制庁の加藤です。 |
| 0:38:16 | すいません私の方から1点ですね先ほど高橋の方で確認した内容。 |
| 0:38:22 | とかぶるんですけどもすみません10、 |
| 0:38:27 | 3ページですね。 |
| 0:38:29 | 13ページの表の1の負荷の積み上げのところで、時間がパラメータで書かれてるんですけど、ここに |
| 0:38:40 | その基準のとの整合性ですね例えばSBOから1時間ですとか、24時間とかそこがどこになるのかっていうちょっとそれをこう書き加えていただけると、 |
| 0:38:51 | よりわかりやすいかなと思うので、ちょっとその辺の工夫はできますでしょうか。 |
| 0:39:05 | 日本原燃の関でございます。そうしますそちらちょっとわかるような形でちょっと記載の方検討したいと思います。 |
| 0:39:14 | 原子炉規制庁の加藤です。 |
| 0:39:18 | 規制庁の方から他に何か確認したい点とかございますか。 |
| 0:39:27 | 規制庁高橋です。今の表1のSBOから1時間、8時間、24時間家訓となると、 |
| 0:39:38 | 先ほどの9時間のところがちょっとオクので、操作上のその余裕で1時間見てるっていう注記もちょっと入れていただければわかりやすくなるかと思えます。 |
| 0:39:49 | 日本原燃の関根です。承知しました、適切に反映いたします。 |
| 0:39:58 | 原子力社長の加藤です。 |
| 0:40:01 | 規制庁側からは特に確認事項は以上のようなので、 |
| 0:40:07 | 日本原子力発電所ん。 |
| 0:40:10 | 株式会社の方から何かまずこちらの主席さんの方から、確認事項等あればお願いします。 |
| 0:40:23 | 日本原燃の関根と申します。すいません一部確認なんですけど |
| 0:40:29 | 先ほどから既工認であったり特重工認であったりその他のものを読み込んでいたところの説明として表、表形式で、 |
| 0:40:42 | 整理する方がいいのかなと考えておまして、そちらについても、こちらの概要説明書の中に入れるといった形でしょうか、もしくは補足説明資料のような形でご説明する。 |
| 0:40:53 | 形が確認させていただきたいと思えます。 |
| 0:40:56 | 原子炉規制庁の加藤です。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:40:59 | この概要説明の、むしろこのは、初めの方っていうんですかね最初に、その辺の整理をしていただいた方が、資料のまとめりとしては、 |
| 0:41:09 | いいのではないかなと思いますけども、いかがでしょうか。 |
| 0:41:17 | 日本原燃の関でございます。 |
| 0:41:22 | 内容承知しました。多分5ページのところでですね、1度、今読み込む者のところ入ってるんですがちょっとこちらの内容ですねもう少し拡充と いいですかわかりやすいを整理した形でお示したいというふうにまずは考えてございます。 |
| 0:41:43 | はい、原子力規制庁の方で他に、何かございますか。 |
| 0:41:57 | A、 |
| 0:41:59 | 日本原電タカバヤシです。原電、規制庁側、こちらは内容をです、サイトウの方、いかがでしょうか。 |
| 0:42:11 | はい。発電所からも特段の確認ってことはございません。 |
| 0:42:16 | はい、了解しました。はい。日本原電は以上です。 |
| 0:42:21 | はい、原子力規制庁の加藤です。それではですね以上をもちまして、東海第2発電所のダイダン川内3電源に係る設計及び工事計画の、 |
| 0:42:32 | 認可ヒアリングを終了します。どうもお疲れ様でした。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。